

損害賠償額算定における中間利息控除 について

1. はじめに.....	P1
2. 中間利息控除に用いる割合に関する考え方.....	P2
3. 中間利息控除に「変動制の利率を用いること」.....	P3
4. 「変動制の利率を用いること」の妥当性.....	P4
5. 利率の改定がもたらす賠償額の格差.....	P5
6. 利率の改定がもたらす賠償額の逆転.....	P6
7. 利率の変動に対する当事者間の主張の相違.....	P7
おわりに.....	P8

平成26年6月10日

一般社団法人日本損害保険協会

日常生活や事業活動をめぐる様々なリスクに対応する損害保険の中で、賠償責任保険の存在は、我が国の損害賠償制度において今や欠かすことができないものとなっています。損害保険業界では、数多くの種類の賠償責任保険をご提供することを通じて損害賠償制度にのっとった被害の回復に向けたお手伝いをするとともに、賠償事案において関係者への誠意をもった対応に努めております。

現在、選択肢の一つとして検討されている「損害賠償額算定における中間利息控除(以下、『中間利息控除』)に変動制の法定利率を用いること」は、被害者救済のあり方に大きな影響を及ぼし得るものとして、日ごろ様々な形で賠償事案に関わっている損害保険業界としても強い関心を寄せているところです。そのような立場から、第83回会議で示された「問題の所在」も含め、検討が必要と思われる事項について、具体例をお示ししながら問題意識をお伝えしますので、今後の部会でのご審議にお役立ていただければ幸いです。

【中間利息控除をめぐる検討等の経緯】

第29回会議(2011.6.28)における当協会意見の抜粋

中間利息控除の利率のみを取り出して検討することは適切ではなく、本来的には、不法行為の領域で賠償額全体の問題として検討されるべきである。

中間利息控除に係る利率は、本来適用が予定される利息債権に係る利率とは性質が異なるものであり、《中略》不法行為の領域での整理がなされるまでの間、現行実務(中間利息控除にあたって5%のライブニッツ係数の適用)が維持されるべきである。

⇒ 第83回会議(2014.2.4)にも一般社団法人外国損害保険協会、一般社団法人日本共済協会基本政策委員会との連名で意見書を提出。⇒ [参考資料1](#) 参照

中間試案(2013.2.26決定)

「損害賠償額の算定に関する現在の実務運用の当否に関する議論はまったく行っていないのであるから、そのような議論をしないままに損害賠償額の結論が変更されるような改正をすることは望ましくない」(「補足説明」記載)

法定利率:「変動制による法定利率」を提案
中間利息控除:「年[5パーセント]とする」との提案

第83回会議(2014.2.4)における審議

「法定利率と中間利息控除における利率の異同については、同じ利率とするべきであるとする意見、必ずしも同じにする必要はないとする意見の両方があった」*

* NBL 1021(2014.3.15)号11頁

部会資料74Bでは、中間利息控除に用いる割合について三つの考え方を提示

(1) 法律上手当てをしないという考え方

(2) 中間利息控除をする場合に、年5パーセントの割合を用いることを法定する考え方（中間試案第8、4(3)）

(3) 中間利息控除をする場合に、法定利率を用いることを法定する考え方

- ◇ 専ら中間利息控除に用いる数値を法定する
- ◇ 変動制の法定利率を用いる

「社会的影響」、「新たに制定すべき事項」に関する指摘

社会的影響①
「賠償額の増加」および
「社会的コスト」

⇨ 詳細は参考資料2 参照

社会的影響②
「被害を受けた時期による
損害賠償額の差異」

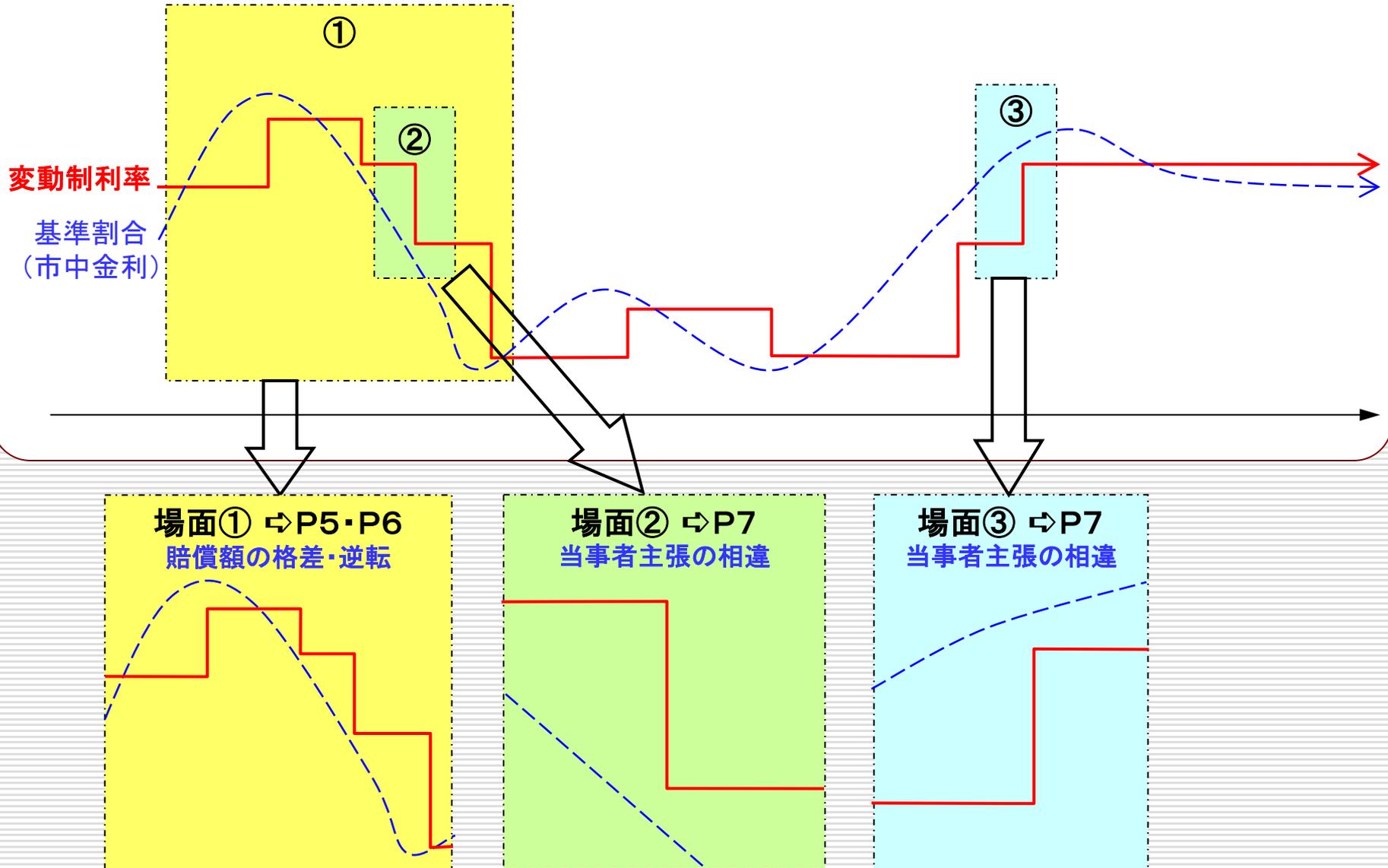
⇨ 詳細 ⇨

新たに制定すべき事項
「中間利息控除を行う場合
の利率の基準時」

⇨ 詳細は参考資料2 参照

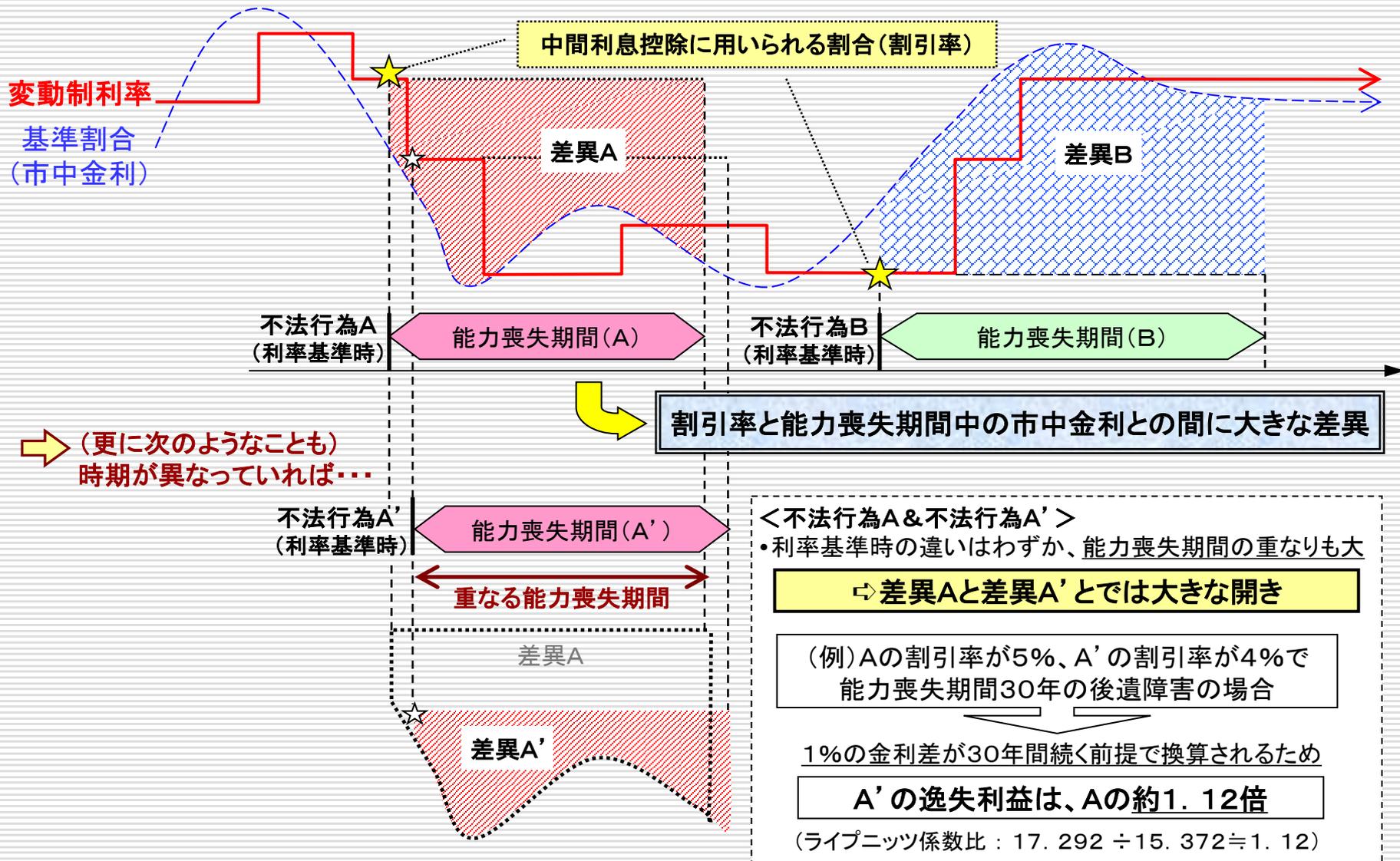
「被害者が被害を受けた時期によって、仮に他の要素が全く同じであったとしても損害賠償額が異なり得ることとなるが、どのように考えるか。なお、これは、変動制を採る以上は不可避免的に生ずる問題であるが、仮に固定制（法律上、法定利率を3パーセントなど特定の数値で定める方式）を採用したとしても、改正法施行時には生ずる問題であり、また、固定制を前提とした上で市中の金利に合わせて法改正をするとの施策をとる場合にも、やはり改正法の施行時ごとに生ずる問題である。」（部会資料74B、下線部は当協会が付加）

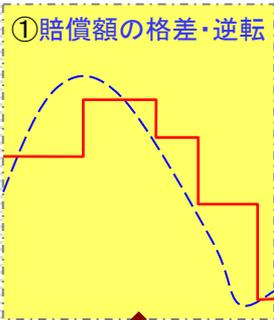
モデルの設定



4. 「変動制の利率を用いること」の妥当性

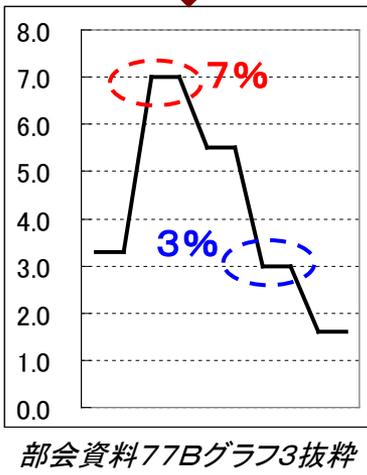
○ 中間利息控除に用いる割合と能力喪失(就労可能)期間中の金利水準とが乖離することで、控除される中間利息が当事者にとって納得感の無いものとなる状況は、変動制においても生じ得る。





○ 利率改定の幅次第では、「被害を受けた時期による損害賠償額の差異」は、大きなものとなる。

被害の内容が同じであった場合(後遺障害)

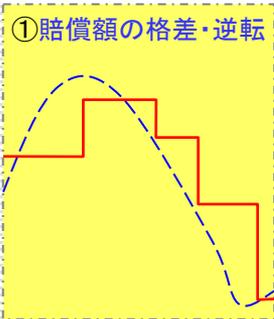


モデル例	中間利息控除割合	逸失利益額	5% (現行) との比較
○27歳男性(全年齢 平均賃金:月額 415,400円/就労 可能(能力喪失) 年数40年)	利率が 7% となった 時期の被害者	43,197,280円	▲22.3% (▲1,239万円)
	5% (現行)	55,597,219円	差は3,000万円超 (1.7倍強の差)
○一家の支柱・被扶 養者2人(生活費 控除割合35%)	利率が 3% となった 時期の被害者	74,895,374円	+34.7% (+1,930万円)

第29回会議における当協会の説明資料P4の表をもとに加筆

割引率の違いだけで逸失利益額に大きな格差

6. 利率の改定がもたらす賠償額の逆転

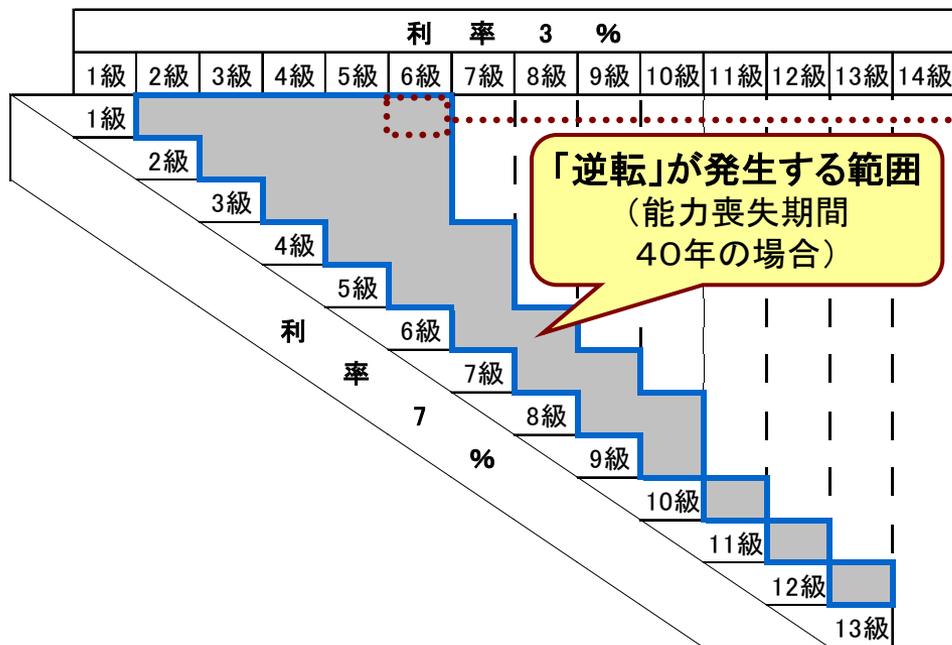


○「被害を受けた時期による損害賠償額の差異」が生ずることにより、被害の軽重と賠償額の大小とが逆転する状況が発生する。

被害の内容に軽重の差がある場合(後遺障害) – 被害規模と賠償額との逆転

(前ページのモデル例: 能力喪失期間40年の後遺障害で、利率7%時と3%時とで逸失利益額に1.7倍強の格差)

当該モデル例の場合に、後遺障害の等級ごとに「逆転」が発生する範囲は、下表のとおり。



「逆転」の例

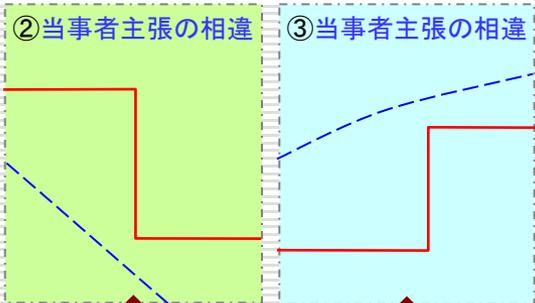
片腕の肘関節と
同じ腕の手首の
機能を廃した場合
(後遺障害6級)
△
利率が3%となった
時期の被害者

>

両腕の機能を
全廃した場合
(後遺障害1級)
△
利率が7%となった
時期の被害者

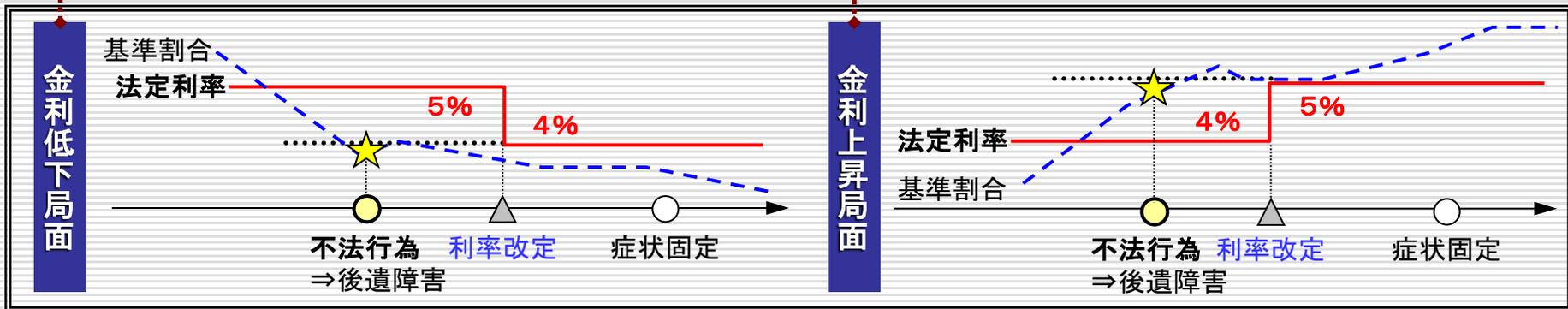
このような「逆転」は、利率3%時と利率4%時など、利率差がより少ない場合においても、発生し得る。

7. 利率の変動に対する当事者間の主張の相違

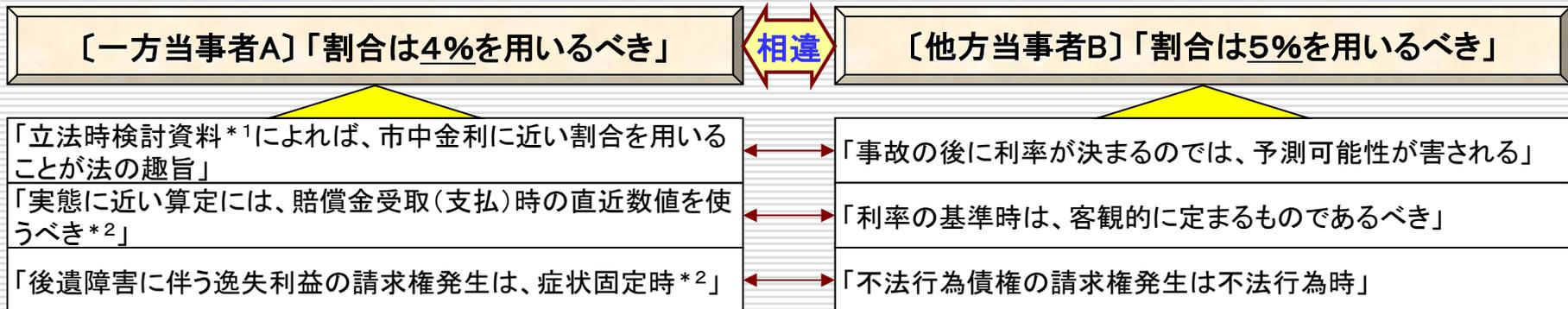


- 変動制とすることで損害賠償に関する従来の考え方に変化が起きれば、新たな課題が生ずることも想定される。
- 変動制とするためには、適切な「利率の基準時」(一義に決まり、賠償実務に整合するもの)の設定およびその関連実務に関する整理*が必要となる。

* 整理すべき関連実務については、参考資料3 参照



■ 金利低下局面において想定される双方当事者の主張 (金利上昇局面では、「Aが5%、Bが4%」と主張が逆になる)



*1 部会資料74B 記載「中間利息控除は《中略》市中の金利とかけ離れた数値を用いるのは問題であるとの批判」

*2 参考資料3 参照

「変動制の利率を用いること」に関する課題としては、これまでにお示してきたもののほか、当事者間における「損失の公平な分担」*という損害賠償制度の理念に沿うものとなるか、期間の長短による金利差を反映させたものとする必要は無いか、などの論点が考えられます。また、中間利息控除に用いる割合を法定利率とは異なるものとする場合には、それにより生ずる課題に対して、例えば損害賠償金の支払遅滞時に付加される遅延損害金に関する一定の制度的手当てをするなどの対応について検討することも考えられます。

いずれにしましても、「変動制の利率を用いた中間利息控除」は、過去に前例の無い制度と考えられることから、このほかにも整理すべき課題は無いか、想定される課題への対応策はいかにあるべきかなど、十分に検討したうえで結論を得ていただくよう、お願い申し上げます。

* 最判昭和39年6月24日(民集18巻5号874頁)